三八五の四、三八六の一、三八六の三、三八七の一、三八七の三、三八八の一、三八八の二、三九六まで、三九八、三九九の一、三九九の二、四〇〇、四〇一、四〇二の一、四〇二の二、四〇三の一、宇洞沢山四二九、四三〇の一、四三〇のイ、四三一、四三二の一、四三二の二、四三三の一から四三三の三まで、四三三のイの一、四三四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

宇洞沢三八一の一、三八一の三、三八二、三八三の一、三八三の三、三八四の一、三八四の三、三八五の一、三八五の三、三八五の四、三八六の一、三八六の三、三八七の一、三八七の三、三八八の一、三八八のロ、字伊吾沢三九四、三九五、三九九の二、四〇一、四〇二の一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び青木村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年二月十日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　長野県下高井郡山ノ内町大字佐野字北原一二〇七の一、一二〇七の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び山ノ内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年二月十日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪字薙沢一五七八〇の一、一五七八二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び箕輪町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年二月十日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　長野県木曽郡木祖村大字藪原一七二六、一七二八、一七三〇、一七三三の二、一七三三の一五、一七三三の一六、一七三三の一八から一七三三の二〇まで、一八九〇の二、一八九九の一、一九二五

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

大字藪原一七二八・一七三三の二・一八九〇の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び木祖村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第二十四号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第百七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を次のように改正する。

平成二十六年二月十日

経済産業大臣　茂木　敏充

三の9の⑷のニ及びホ中「パナマ」の下に「、パプアニューギニア」を加える。

附　則

この告示は、平成二十六年二月十日から施行する。

○国土交通省告示第百十七号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条の三の四の規定により、次の機関の行う講習を登録基幹技能者講習として登録したので、同規則第十八条の三の十六第一号の規定により、公示する。

平成二十六年二月十日

国土交通大臣　太田　昭宏

(一)　登録年月日　平成二十六年一月二十七日

(二)　登録番号　32

(三)　登録基幹技能者講習事務を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

一般社団法人　全国中小建築工事業団体連合会（代表者会長　藤本　高信）

東京都中央区日本橋箱崎町十二番四号　建設国保会館

(四)　登録基幹技能者講習事務を行う事務所の名称及び所在地

一般社団法人　全国中小建築工事業団体連合会

東京都中央区日本橋箱崎町十二番四号　建設国保会館

(五)　登録基幹技能者講習事務を開始する年月日　平成二十六年一月二十七日

(六)　登録基幹技能者講習の種目　登録建築大工基幹技能者

○国土交通省告示第百十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年二月十日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　谷戸沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷

静岡県裾野市深良

字谷戸入山　三八五一番

字谷戸入　三八八八番

三八九八番から三九〇六番まで

二　(一)　字平土　三九〇七番

(二)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　川坂沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示　次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

静岡県富士市中之郷

字大平　四一四六番

静岡県富士市岩淵

字沢上　七六番　八号及び九号

八〇番二の二　五号

八一番一の二の三　七号

八一番一の二の四　六号

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　長尾南沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示　次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域